

第七次千葉県障害者計画主要施策管理表

令和3年度

主要施策	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実
------	----------------------

◇障害のある子どもが、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築を図ります。

◇医療的ケア児等の支援に関して、ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進を図ります。

◇手帳の有無や診断名等にかかわらず障害の可能性が見込まれる子どものために、障害児等療育支援事業を活用し相談支援体制の充実及び在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図ります。

◇ホームヘルプや障害児通所支援、訪問看護などを通じて在宅支援機能の強化を図り、子どもの育ちと子育てを支える施策に取り組みます。

◇放課後等デイサービスについては、発達支援を必要とする障害のある子どものニーズに的確に対応するため、事業所の支援の質の向上を図ります。

◇重症心身障害児(者)等が入院・入所する老朽化が進んだ千葉リハビリテーションセンターについて、施設整備に係る基本計画に基づき、県民からの幅広いニーズに対応できる施設の整備に取り組みます。

基本施策

- (1) 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実
- (2) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化
- (3) 地域における相談支援体制の充実
- (4) 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実
- (5) 障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
3	22	11	3			2	6
4							
5							

主要施策の取組状況等

令和3年度	<p>【取組結果】</p> <p>(1) 保育所等訪問支援事業所は18事業所の増加となり、児童発達支援センターは未設置の市町村に1箇所の新規開設がありました。</p> <p>(2) 医療的ケア児等を支援する訪問看護師及び看護師等研修を実施し、63名が受講しました。</p> <p>(3) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し62名が受講しました。</p> <p>(4) 特別支援アドバイザー21名を各教育事務所に配置しました。また、令和2年度に引き続き、4月限定派遣を実施しました。特別支援学級新担任や通級指導教室新担当、特別支援教育の経験年数の浅い担任を対象に、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への指導・支援の在り方などについて、助言・援助を行いました。</p>
-------	---

令和4年度	【取組結果への対応】 (1)児童発達支援センターの開設の相談等ありますが、引き続き未設置の市町村に働きかけていきます。 (2)引き続き、市町村あるいは圏域での医療的ケア児等コーディネーター配置について働きかけます。 (3)医療的ケアに対応可能な支援者の人材育成研修を行うほか、医療的ケア児等コーディネーターの資質向上を図るための研修を実施します。 (4)引き続き、特別支援アドバイザーを配置します。4月限定派遣も継続し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への指導・支援の在り方などについて、助言・援助を行います。
最終年度の判定	
令和6年度	【第八次計画の方向】

※最終年度の判定：目標数に対するAの割合が7割以上に達した場合＝「進展が図られています。」
「進展が図られています。」に該当する場合を除きA+Bの割合が7割以上に達した場合＝
「概ね進展が図られています。」
上に記載以外の場合＝「一部の進展にとどまっています。」